

商品概要説明書 ー 公共債（個人向け国債以外） ー

2020年7月6日現在

項目	内容
1. 商品名	公共債（利付国債、地方債など）
2. ご利用者	どなたでもご利用いただけます。
3. 期間	【中期利付国債】2年・5年 【長期利付国債】10年 【地方債】5年・10年・その他
4. 購入方法	現金、他の預金口座から振替等でご購入いただけます。
購入金額	【国債】額面5万円以上、5万円単位 【地方債】額面1万円以上、1万円単位（例外もあります）
5. 償還方法	満期日に元金（および終期利金）が償還されます。
6. 利回り他	
(1) 利率(クーポン)	【利付債】銘柄により利率（クーポン）は異なります。利率は償還日まで変わりません。
(2) 価格	銘柄により募集・販売価格は異なります。
(3) 利回り	【利付債】利回りは利率・価格・期間で決まります。
(4) 利払時期	【利付債】年2回 6ヶ月毎に利息が支払われます。
7. 債券の管理	公共債の管理方法として保護預り等をご利用いただけます。
8. 公共債の リスクと留意点	<ul style="list-style-type: none"> ●手数料などの諸費用について ・公共債（個人向け国債以外）を募集・売出し等により、または当社が直接の相手方となる取引により購入する場合は、購入対価のみをお支払いいただきます。 ●金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動などにより損失が生じるおそれがあります。 ・公共債（個人向け国債以外）の市場価格は、基本的に市場の金利水準の変化に対応して変動します。金利が上昇する過程では債券価格は下落し、逆に金利が低下する過程では債券価格は上昇することになります。したがって、償還日より前に換金する場合には市場価格での売却となりますので、売却損が生じる場合があります。また、市場環境の変化により流動性（換金性）が著しく低くなった場合、売却することができない可能性があります。 ●公共債の発行者または元利金の支払の保証者の業務又は財産の状況の変化などによって損失が生じるおそれがあります。 ・公共債の発行者や、公共債の元利金の支払いを保証している者の信用状況に変化が生じた場合、市場価格が変動することによって売却損が生じる場合があります。 ・公共債の発行者や、公共債の元利金の支払いを保証している者の信用状況の悪化等により、元本や利子の支払いが滞ったり、支払不能が生じるリスクがあります。国債は、元本と利子の支払いを日本国政府が行うため、安全性の高い金融商品ですが、発行体である日本国の信用状況の悪化等により、元本や利子の支払いが滞ったり、支払不能が生じるリスクがあります。 ・公共債のうち、主要な格付機関により「投機的要素が強い」とされる格付がなされているものについては、当該発行者等の信用状況の悪化等により、元本や利子の支払いが滞ったり、支払不能が生じるリスクの程度はより高いといえます。 ●公共債のお取引は、クーリング・オフの対象にはなりません。 ・公共債のお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定の適用はありません。

(次頁につづきます)

<p>9. 付加できる 特約事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●自動貸越サービス（総合口座の当座貸越） 保護預り等をご利用いただいた際には、公共債を担保に、最高200万円までの自動貸越サービスがご利用いただけます。（個人のお客さまに限ります。） 貸越利率は、当社の店頭に表示する国債等証券担保の総合口座貸越利率を適用します。 ●マル優・マル特のお取扱いができます。 マル優・マル特の非課税限度額はそれぞれ最高350万円まで、併用すれば700万円までご利用いただけます。
<p>10. 償還期限前に 売却する場合の お取扱い</p>	<p>当社で募集・販売したものに限り、満期日前に当社にご売却できます。 ただし、売却価格は市場の動向により決定されますので、投資元本を下回る可能性があります。</p>
<p>11. 当社の苦情対応 措置及び紛争解 決措置</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●一般社団法人全国銀行協会 または 特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター をご利用いただけます。 全国銀行協会連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772 証券・金融商品あっせん相談センター連絡先 電話番号 0120-64-5005
<p>12. その他ご留意 いただく事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●公共債は、預金保険制度の対象外となっております。 ●既発債（既に発行され、市場で流通している公共債）も取扱っております。 ●利付債のご購入時には、経過利子をお支払いいただく場合があります。 ●新規に発行される国債（個人向け国債以外）について購入申込みされた場合、国債の発行中止または延期により、取引が取り消しとなる場合があります。 ●本券は発行されませんので、振替決済制度を利用した振替決済口座において、当社が責任をもって管理いたします。 ●保護預り等をご利用いただく場合、「保護預り規定兼振替決済口座管理規定」および「一般債振替決済口座管理規定」によりお取扱いたします。ご利用の際には、必ずご覧ください。 ●お申込みにあたっては、「契約締結前交付書面」を必ずご覧ください。

商号等/株式会社りそな銀行 登録金融機関 近畿財務局長(登金)第3号

加入協会/日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会

(以上)

りそな銀行